

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/1/29

最終更新日 2021/2/26

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---------|-------|---|
| 情報基準日 | | 令和3年1月末日 |
| 国立大学法人名 | | 国立大学法人信州大学 |
| 法人の長の氏名 | | 濱田州博 |
| 問い合わせ先 | | 経営企画部_経営企画課 kikakubu@gm.shinshu-u.ac.jp |
| URL | | https://www.shinshu-u.ac.jp/ |

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|-------------|-------|--|
| 経営協議会による確認 | | <p>◇信州大学として、ガバナンス・コードにしっかりと対応している状況が明確に示されている。</p> <p>◇ガバナンスの確立のための体制とその内容は、大変しっかりしており、報告書の内容に異存ない。</p> <p>◇問題は様々な体制とその内容が実効性をもって運営されているかどうかであるが、その点においても、学長以下弛まない努力が行われていると評価している。</p> <p>◇経営協議会が大学法人経営（大学の経営）の期待に充分応えられているか、その実効性についても触れておいてはどうか。</p> <p>◇経営協議会においても、各学部報告などを積極的に組み込んでもらい、今何をやっていて、どういう方向へ向いているのか、そしてその専門分野がどれほどの先進性があり、社会貢献につながるのか、といった報告・論議に時間を掛けて頂いては如何か。そうした活動が各階層で起こり、結果として大学の価値を高め、学生への訴える力に繋がることを期待したい。</p> <p>他の（地方）大学よりはるかに評価が高まっていることを高く評価するが、一方でまだまだ広報が足りないために、有為な若者を失っていることを認識し、この激変の時代、古い大学序列を打ち破る絶好のチャンスになるのではないかと。</p> <p>◇コンプライアンスに違反に係る事実を通報する内部通報・外部通報の仕組みとして、ホットラインの設置についても検討してはいかがか。</p> |
| 監事による確認 | | <p>◇ガバナンス・コードに示された事項について、対応していることを確認した。</p> <p>◇ガバナンス・コードの運用については引き続き不断の見直しが必要であり、特にIR機能の充実・内部統制の運用体制・内部質保証への対応・各種規程の整備について、監事としてその対応状況を今後も検証していきたい。</p> |
| その他の方法による確認 | | <p>◇本学の対応状況</p> <p>◇本学としては、本ガバナンス・コードの各原則等に概ね適合していると判断したが、監事より今後も対応状況の検証が必要とのご意見をいただいた事項について、今後もガバナンス・コードの各原則の目的に照らし、継続的に見直し、改善すべき点がないかを検討していくこととする。</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】 | | |
|---------------------------------|-------|----------------------|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| ガバナンス・コードの各原則の実施状況 | | 当法人は、各原則をすべて実施しています。 |
| ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等 | | 該当なし |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|---|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| 原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ミッションの再定義、中期目標・中期計画等を踏まえ、信州大学としてのビジョン・目標及び戦略、具体的な実現方策について「PLAN the N・E・X・T (2016-2018、2019-2021)」、「信州大学長期ビジョン“VISION2030”」を策定し公表している。 ・ PLAN the N・E・X・Tは、2016年度から始まった第3期中期目標期間において、信州大学が確実にかつ最大限の成果を上げるための実行体制・アクションプランであり、各理事・副学長がそれぞれの担当分野における具体的な施策“Method”を推進することにより、多様性を育む信州の地において、際立つ独創の知を実現するものである。 ・ Methodの実施にあたっては、中期目標を達成するための部局レベルでの取組を推進する部局事業計画と連動することによって、教職員の力を一つに結集し、設定した達成指標を実現していくことで、高いレベルで中期目標・中期計画の達成を目指している。 ・ 信州大学長期ビジョン“VISION2030”は、第3期中期目標・中期計画、そして信州大学の行動計画 PLAN the N・E・X・T2019-2021の次を見据えて、信州大学創立70周年を機に作成、公表したものである。長野県唯一の国立大学法人として、2030年までに信州大学が目指す姿と、取り組むべき課題、実現までのシナリオを示したものである。 <p>デジタル冊子 PLAN the NEXT 2019-2021 デジタル冊子 信州大学長期ビジョン2030</p> |
| 補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標を達成するため、中期計画にかかる具体的な年度計画を策定し、各担当部署において計画を遂行している。評価担当副学長及び経営企画課評価担当が、年度計画の進捗状況を確認するとともにヒアリングにて、指摘事項や改善点等について意見交換を実施している。年度計画の推進状況を4段階で判定し、その結果を参考に、次年度の年度計画遂行に活かしている。 ・ PLAN the N・E・X・T は、3年ごとに作成しており、3年間の成果を踏まえ、その結果を反映させ、信州大学が次のステージにワンランクアップすることを目標として次の3年間に取り組むプランを設定している。 <p>PLAN the N・E・X・T 2016-2018の自己評価結果は、本学公式Webサイトに掲載している。</p> <p>中期目標・中期計画／各評価結果 PLAN the NEXT 2016-2018 自己評価結果</p> |
| 補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人信州大学の組織並びに業務執行及び執行権限に関して、「国立大学法人信州大学組織に関する規則」に必要な事項を定めている。第19条～第23条において法人本部の執行組織及び学長、役員等の権限を明確化している。 ・ 本法人の経営方針、経営戦略その他重要な施策について調査研究及び企画立案を行う機関として、学長・理事・副学長から構成される戦略企画会議を設置している。 ・ 教務担当、経営企画担当、研究担当、財務担当等、分野ごとに担当の理事・副学長を任命している。 ・ 学外委員を含めた経営協議会も、法人経営に関する重要事項の決定に参画している。 ・ 教学運営面では、2014年から教員組織と教育研究組織を分離し、教員人事の流動性を確保すると共に、戦略的な人事、全学的研究マネジメントを可能にした学術研究院を設置している。 ・ 学術研究院長(学長)の下、戦略的な人事配置だけでなく、研究の高度化や、学部横断等の柔軟な教育を推進している。 ・ 学長主導によるガバナンス体制を強化した運営組織を整えている。 <p>国立大学法人信州大学組織に関する規則 学術研究院規則</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p> | | <p>・毎年度、各部局教員の人事計画（5か年分）を学術研究院会議に諮り、教員の年齢構成、性別等を総合的に勘案し、承認している。 ・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人研究者等の積極的な雇用 外国人教員の登用を図るため、テニュアトラック制度対象者については国際公募を原則としているほか、海外の研究機関等から著名な研究者を招へいする特別招へい教授制度を活用している。 女性研究者の積極的雇用や教育研究環境の整備 女性研究者の積極的雇用のため、女性活躍推進法に基づく本学一般事業主行動計画（信州大学行動計画）において「採用した常勤教員に占める女性教員の割合を20%以上にする」及び「女性教職員の管理職比率を10%以上にする」と定め、ポジティブアクションを実施している。 障害者の雇用 障害者雇用対策及び障害者雇用促進のための方策を掲げて、中長期的に障害者雇用の採用計画を立てている。 実務家教員の積極的な雇用 長野県教育委員会との連携に関する協定に基づき、本学教職大学院において優れた教員の養成及び現職教員の資質向上に資するため、覚書を締結し、公立学校経験者を採用している。また、社会科学系において法曹実務経験者を戦略的に雇用している。 民間企業との人事交流や民間企業経験者の雇用 本学における教育研究の活性化に資するため、他機関における最先端研究の知見を本学の学部・大学院教育へ展開し、専門性の高い人材を育成すること、及び国内外の他機関の優れた研究者や即戦力となる研究者の採用を拡大することを目的とするクロスアポイントメント制度を活用している。 <p>信州大学教職員人材育成基本方針等</p> |
| <p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p> | | <p>信州大学では2030年に向けた長期ビジョン「VISION2030」及び第3期中期目標期間中の具体的な施策「PLAN the N・E・X・T 2019-2021」を策定している。 また、中期目標・中期計画期間の財務計画として予算、収支計画、資金計画を中期目標・中期計画一覧表に掲載し、各年度の年度計画でも該年度の予算、収支計画、資金計画を掲載し公表している。なお、年度計画については、実施状況や業務の実績に関しても確認し、進捗管理を行っている。</p> |
| <p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p> | | <p>・令和元年度決算より、大学全体の情報だけでなく各学部ごとに区分した、より詳細な財務情報を開示しており、教育・研究に係るコストの見える化を実施している。 ・大学の活動状況、教育研究事業診療に要した経費、実施財源、主な事業内容と成果については、「財務報告書2019」、「統合報告書2020」、「事業報告書」、「附属明細書 様式19 開示すべきセグメント情報」に掲載し、大学公式Webサイトで公開している。</p> <p>統合報告書2020 財務諸表等</p> |
| <p>補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p> | | <p>・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の職員を、学長補佐として学長が任命している。学長補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を補佐するとともに、当該事項の執行担当部署に助言を行っている。 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営マインドを有する教員の育成を目的として、学長が人選した本学役員等が講師を務め、学部長補佐以上の教員を対象に本学の経営状況及び今後の方向性について講義を行う研修を実施している。（今年度からは副課長級以上の事務・技術職員も対象として実施） 国大協UDWS（ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ）については、学長・総務担当理事が人選を行い参加者はその成果報告を上記研修にて行っている。 管理職（課長・事務長、部長・事務部長）は、高度なマネジメント能力を有し、大学の目標、計画に即して課・部等の目標を設定し、学長、役員及び部局長等を補佐して全学の経営方針に沿った企画、業務運営を執行・監督するとともに、部下の指導・育成を行うことができる「高度経営人材」が求められることから、当該人材の育成を目指し、副課長級以上を対象とした管理職向けの経営企画力向上研修を実施している。 <p>信州大学教職員人材育成基本方針等 信州大学学長補佐設置要項</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p> | | <p>・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。</p> <p>1. 理事及び副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。理事及び副学長は学長を補佐あるいは補助し、命を受けて、各々の職務を担当している。</p> <p>2. 本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の職員を、学長補佐として学長が任命している。学長補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を補佐するとともに、当該事項の執行担当部署に助言を行っている。</p> <p>3. 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営マインドを有する教員の育成を目的として、学長が人選した本学役員等が講師を務め、学部長補佐以上の教員を対象に本学の経営状況及び今後の方向性等について講義を行う研修を実施している。（今年度からは副課長級以上の事務・技術職員も対象として実施）</p> <p>・国立大学法人信州大学組織に関する規則に基づき、学長のリーダーシップのもと、各理事、副学長等が担当する職務の「具体的な施策"Method"」を推進することで学長を補佐する体制が整っている。なお、国立大学法人信州大学組織に関する規則において理事、副学長等の権限を示し公表している。</p> <p>国立大学法人信州大学組織に関する規則 国立大学法人信州大学理事に関する規程 信州大学副学長に関する規程 信州大学学長補佐設置要項</p> |
| <p>原則 2-2-1 役員会の議事録</p> | | <p>役員会は、国立大学法人信州大学役員会規程に基づき、以下の重要項目について審議・議決する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 国大法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 信州大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) その他役員会が定める重要事項</p> <p>・役員会においては学長が議長となり、会議を主宰している。</p> <p>役員会議事要録 国立大学法人信州大学役員会規程</p> |
| <p>原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p> | | <p>・信州大学の役員については、国立大学法人信州大学組織に関する規則第4条に則り、学長をはじめとして理事6名（男性5名、女性1名）、監事2名（男性1名、女性1名）の計9名を置いている。理事のうち2名は外部機関から登用しており、本学公式Webサイトにて役員一覧を公表している。</p> <p>・外部機関から登用している理事の一人は財務担当として、前職の金融機関における主要な立場での経験をもって、大学の経営を財政面から分析し今後の大学経営の更なる健全化を維持するとともに、戦略的な財務運営と財務基盤の強化充実を図る上で有用な人材である。またもう一人は特命戦略（大学経営力強化）担当として、これまで、政府関係の主要な立場で国際的にも豊かな経験を有しており、併せて男女共同参画の造詣も深く活動経験も豊富であることから、学長が力点を置くグローバル化及び男女共同参画の推進を図る上で有用な人材である。</p> <p>本学役員一覧 国立大学法人信州大学組織に関する規則 国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p> | | <p>・経営協議会の学外委員の選考方針については、H15. 12. 17開催の評議会において決定し、以下の方針に基づいて選考している。 ①学者・研究者等大学の教育研究に見識をもつ者 ②経営・経済に深い経験と知見を有する者 ③地域を代表する者（経済・行政等）、マスコミ、地方教育行政機関等 ④信州大学に特に愛着心を持ち、その発展を望む者（同窓会関係者等） ⑤一般市民の立場において特に大学法人経営に対して深い関心と識見を有する者 ⑥学長が特別の政策的配慮に基づいて加える者等</p> <p>・学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定をはじめ、審議を活性化させるため、事前に審議概要を含めた当日資料を送付する等運営方法を工夫している。 ・経営協議会において審議・報告される事項及びテーマ別フリーディスカッション等を通じて、外部委員の皆様からの本学に対する貴重な意見を大学法人運営に反映している。</p> <p>(審議事項) 第2条 経営協議会は、本法人の経営に関する次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの (3) 学則(本法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (6) その他本法人の経営に関する重要事項</p> <p><u>国立大学法人信州大学経営協議会規程</u> <u>経営協議会議事要録</u></p> |
| <p>補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p> | | <p>「国立大学法人信州大学学長選考規程」において、学長選考会議が別に定める基準として「学長に求められる資質・能力」を定め、これに基づき学長の選考を行わなければならないこととしている。また、基準のほか、学長候補者を選考した理由及び選考の過程を付記した選考結果を、信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p><u>国立大学法人信州大学学長選考規程</u> <u>信州大学公式Webサイト「学長選考会議」</u></p> |
| <p>補充原則 3-3-1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p> | | <p>・「国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程」において、学長の任期を6年とするとともに、再任されることができないこととし、信州大学規則集に掲載することにより公表している。 ・学長の任期については、大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）における提言及び他大学の動向も踏まえ本学の発展に寄与する観点から審議を重ねた結果、本学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、6年の任期としている。</p> <p><u>国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程</u></p> |
| <p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p> | | <p>「国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程」を制定し、信州大学規則集に掲載することにより公表している。</p> <p><u>国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程</u></p> |
| <p>補充原則 3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p> | | <p>「国立大学法人信州大学学長選考会議規程」において、学長選考会議は、学長の業務執行の状況について、毎年定期的に確認を行うとともに、必要に応じて学長に支援及び助言を行うこととしている。また、学長選考会議は、学長の在任期間が3年を経過した時点において、業務執行の状況について評価を行うこととしている。このように規程に明記するとともに、実際に業務を遂行している。なお、当該評価結果は、信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p><u>国立大学法人信州大学学長選考会議規程</u> <u>信州大学公式Webサイト「学長選考会議（学長の業務執行状況評価書の公表）」</u></p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p> | | <p>学長が法人の長と大学の長を兼ね、企業経営の経験のある者を理事（財務、環境施設担当）に、さらに寄附金収集等の経営面を強化する者を理事（研究、産学官・社会連携担当）として配置すること等により、経営力を発揮できる体制を維持している。</p> |
| <p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p> | | <p>・内部統制に関しては、学則、組織に関する規則、理事等の業務に関する細則、業務執行規程、業務執行組織規程等で定めており、学長の統括の下、各理事・副学長が担当する業務について、内部統制を行っている。また、各理事・副学長の下に業務執行組織を置き、所掌業務の内部統制を行っている。</p> <p>・国立大学法人信州大学業務方法書第2条から第5条にて、内部統制に関する基本事項を定めている。</p> <p>・信州大学リスク管理要領を定め、学長をリスク管理本部長とした全学のリスク管理のための組織体制を整備している。毎年、信州大学リスク管理計画を作成するとともに、危機管理対応基準については継続的に見直しを行っている。</p> <p>・コンプライアンスにおける最終責任者である学長を議長としたコンプライアンス統括会議を毎年度開催し、①コンプライアンスの推進に係る重要な方針に関すること②コンプライアンスの推進のための啓発及び教育・研修に関すること③その他コンプライアンスに関する重要事項に関することについて協議を行うとともに、大学執行部間での情報共有を図ることにより、適正な法人経営を確保するとともに、継続的に見直しを行っている。</p> <p>・これらのことについて信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p><u>信州大学学則</u> <u>国立大学法人信州大学組織に関する規則</u> <u>国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則</u> <u>国立大学法人信州大学業務執行に関する規程</u> <u>国立大学法人信州大学業務執行組織規程</u> <u>国立大学法人信州大学業務方法書</u> <u>信州大学公式Webサイト「教職員に求められるコンプライアンスの推進」</u> <u>国立大学法人信州大学コンプライアンス基本規則</u></p> |
| <p>原則 4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p> | | <p>・学校教育法第172条の2第1項に定められている大学で広報すべき事項については、本学公式Webサイトの情報公開のページを中心に公開している。</p> <p>・様々な活動は、目的別・ステークホルダー別に情報を区分し、またクロスメディア化して、それぞれに適した媒体（メディア）を選定のうえ効果的な情報発信を行っている。</p> <p>・本学の特色となる非財務情報も盛り込んだ統合報告書を12月に発行した。</p> <p><u>信州大学公式Webサイト「情報公開」</u></p> |
| <p>補充原則 4-1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p> | | <p>・多岐にわたる本学の活動は、目指すゴールを大学の理念・目標や持続可能な社会への到達目標（SDGs）に照らして、社会的な関心事や影響の大きいもの、独創的・特徴的な教育・研究、地域や企業との連携、地域での学生の学びなどをコンテンツ化して、公式Webサイト、SNSなどの適した媒体により情報発信している。また、刊行物はデジタル冊子としても公開している。</p> <p>・国内の報道機関や海外向けサイトへのリリースや記者会見による情報発信も行っている。</p> <p>・本学公式Webサイトにて公表する情報は、受験生の方、企業・研究者の方、地域・一般の方、卒業生の方、保護者の方々など、それぞれの対象者向けにコンテンツを整理して情報を発信している。</p> <p>・各種情報の公開にあたっては、適切な内容・表現であるか、学部および広報室にて確認している。</p> <p>・英語版公式Webサイトのリニューアルにも注力している。</p> <p>【デジタル冊子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学案内」 ・「大学概要」「大学概要ダイジェスト版」 ・「学部案内」「大学院案内」 ・「先鋭融合領域研究群紹介パンフレット」 ・「研究紹介」 ・「大学広報誌 信大NOW」 ・「信州大学環境報告書」「統合報告書2020」 ・「信州大学海外留学ガイド」 ・「信州大学医学部附属病院概要」 ・「信大病院21Cハミング」（年度内発行予定） <p>刊行物：デジタル冊子一覧</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>補充原則 4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p> | | <p>・どのような力を身に付けた者に卒業・修了を認定し、学位を授与するのかわを示した「学位授与の方針」を大学全体及び部局毎に策定し、公式Webサイトにて公表している。</p> <p>【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】</p> <p>・「学位授与の方針」の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施して、学修成果をどのように評価するのかわを定めた「教育課程編成・実施の方針」を、大学全体及び部局毎に策定し、公式Webサイトにて公表している。</p> <p>【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】</p> <p>・「教育課程編成・実施の方針」に基づいてカリキュラムを編成し、授業を実施している。また、その内容について、公式Webサイトにて公表している。</p> <p>【授業内容】</p> <p>【卒業要件、取得可能な学位（学部）】</p> <p>【修了要件、取得可能な学位（大学院）】</p> <p>・学生の進路状況について、部局毎の詳細を公式Webサイトにて公表している。</p> <p>【卒業者数・進路状況】</p> <p>【教員免許状取得・就職状況】</p> <p><u>学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</u></p> <p><u>教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</u></p> <p><u>授業内容</u></p> <p><u>卒業要件、取得可能な学位（学部）</u></p> <p><u>修了要件、取得可能な学位（大学院）</u></p> <p><u>卒業者数・進路状況</u></p> <p><u>教員免許状取得・就職状況</u></p> |
|---|--|--|

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| <p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p> | | <p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>・法人に関する情報</p> <p>https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/disclosure/corporation/</p> <p>・大学概要・大学案内等_デジタル冊子（刊行物一式）</p> <p>https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/media/publications/</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報</p> <p>・信州大学医学部附属病院について</p> <p>https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/</p> <p>・病院長選考</p> <p>https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/hd-selection.php</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報</p> <p>・国立大学法人信州大学医療安全監査委員会</p> <p>https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/kansaiinkai.php</p> |
|--------------------------------|--|---|